（採石法の一部改正）

第三百六条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号及び第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第三百七条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第八十条及び第八十条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十条の三中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十条の四から第八十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（航空機製造事業法の一部改正）

第三百八条　航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の四中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「懲役の刑」を「拘禁刑」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第二号中「取消」を「取消し」に改め、同条第三号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十一条の二から第二十三条までの規定中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（輸出入取引法の一部改正）

第三百九条　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の二第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の三第一項中「申込」を「申込み」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十二条から第四十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（商工会議所法の一部改正）

第三百十条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「六箇月」を「六月」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定を」を「定めを」に改め、同条第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十五条第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第八項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第三号中「禁こ」を「拘禁刑」に、「終つた」を「終わつた」に改める。

（武器等製造法の一部改正）

第三百十一条　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条の二第一項及び第二項並びに第三十一条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（工業用水法等の一部改正）

第三百十二条　次に掲げる法律の規定中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）第二十八条

二　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第五十七条

三　電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三十六条及び第三十七条

四　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）第二十二条

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第三百十三条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百三条中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（水洗炭業に関する法律の一部改正）

第三百十四条　水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「基いて」を「基づいて」に改める。

（工場立地法の一部改正）

第三百十五条　工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（商工会法及び中小企業等経営強化法の一部改正）

第三百十六条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第三十二条第二項第四号

二　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十二条第一号

（技術研究組合法の一部改正）

第三百十七条　技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八十四条中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百八十五条及び第百八十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（割賦販売法の一部改正）

第三百十八条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第八号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条の二第一項第七号ロ、第三十五条の二の十一第一項第六号ロ、第三十五条の三の二十六第一項第五号ロ、第三十五条の三の三十六第一項第四号ハ、第三十五条の五第七号ハ及び第三十五条の十七の五第一項第五号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条、第四十九条の二第一項及び第五十条から第五十一条の四までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第三百十九条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の三第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（中小企業投資育成株式会社法の一部改正）

第三百二十条　中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第十四条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。